

令和2年霞台厚生施設組合議会

第2回定例会会議録

令和2年10月15日 開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和2年霞台厚生施設組合議会
第 2 回 定 例 会 議 録

令和2年10月15日（木曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和2年10月15日（木曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第6号ないし議案第20号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第6号ないし議案第20号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 17名

1番 櫻井 茂 君	10番 大槻 良明 君
2番 香取 憲一 君	11番 岡崎 勉 君
3番 久松 公生 君	12番 久保田 良一 君
4番 川澄 敬子 君	13番 山本 進 君
5番 玉造 由美 君	14番 市村 文男 君
6番 幡谷 好文 君	15番 田谷 文子 君

7番 川村成二君
8番 入野富男君
9番 小松豊正君

16番 市村照彦君
17番 櫻井信幸君

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	事務局長	小澤喜蔵君
副管理者	島田穰一君	総務課長	宮本明君
副管理者	坪井透君	業務課長	高野浩通君
副管理者	小林宣夫君	建設計画課長	幕内慎一君
会計管理者	島田美智男君		

職務のため出席した者

参事	鈴木幸治君	係長	川上哲仙君
係長	雨貝三和子君	係長	金田匡博君
係長	比家昌幸君		

令和2年10月15日（木曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意ください。また、傍聴席への録音録画器材の持込み及び使用は、固く禁じておりますのでよろしくお願い申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

次に、定例会中の議員並びに説明員の発言について、マスクを着用して発言することを許可いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

(日程第1 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、本期定例会の会期は、本日1日と決しました。

(日程第2 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第2、議事録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

3番 久松公生君

4番 川澄敬子君

の両名を指名いたします。

(日程第3 諸般の報告)

○議長(山本進君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、令和2年度議会管外行政視察研修について、現在も終息の見えないコロナ禍の影響により、多くの自治体が行政視察の受入れをしていない状況にあり、本年度の行政視察を中止いたしました。議員の皆様には、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管理者 谷島君 事務局長 小澤君

副管理者 島田君 総務課長 宮本君

副管理者 坪井君 業務課長 高野君

副管理者 小林君 建設計画課長 幕内君

会計管理者 島田君

以上であります。

(日程第4 議案第6号ないし議案第20号の上程、説明)

○議長（山本進君） 日程第4、議案第6号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）ないし議案第20号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの計15件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 本日ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第6号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について。

本案は、令和2年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を104億9,600万円といたしました。

今回の補正予算は、新広域ごみ処理施設整備事業に係る前年度までの剰余金を繰越金に計上し、分担金及び負担金を減額いたしました。そのほか現在進めております新広域ごみ処理施設周辺環境整備事業において、各方面から新施設へのごみの搬入に伴い、施設案内看板を設置するための経費を追加するものでございます。

次に、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本決算につきましては、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定に付すものでございます。

令和元年度歳入歳出決算の総額は、収入済額77億1,677万7,690円、支出済額74億7,437万6,133円で、歳入歳出差引き残額は2億4,240万1,557円となっております。

なお、令和元年度決算の詳細につきましては、提出いたしました決算書類等のおりでございます。

次に、議案第8号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するものでございます。

次に、議案第9号・霞台厚生施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するものでございます。

次に、議案第10号・霞台厚生施設組合公の施設の指定管理者の手續等に関する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、組合の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第11号・霞台厚生施設組合行政手續条例を制定することについて。

本案は、行政手続法第46条の規定の趣旨に基づき、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資することを目的とし制定するものでございます。

次に、議案第12号・霞台厚生施設組合情報公開条例を制定することについて。

本案は、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、住民との理解と信頼を深め、公正で民主的な組合行政の発展に寄与することを目的とし制定するものでございます。

次に、議案第13号・霞台厚生施設組合個人情報保護条例を制定することについて。

本案は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な組合行政の発展に寄与することを目的とし制定するものでございます。

次に、議案第14号・霞台厚生施設組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度の導入による改正並びに定数の人数変更により改正するものでございます。

次に、議案第15号・霞台厚生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項の改正並びに組合再編統合による経過措置を定めるため改正するものでございます。

次に、議案第16号・霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するものでございます。

次に、議案第17号 霞台厚生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項並びに所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号・霞台厚生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を制定することについて。

本案は、人事院規則において定められている特殊勤務手当の運用の項目に該当していないことから廃止するものでございます。

次に、議案第19号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、新施設の運用が開始されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を

制定することについて。

本案は、新施設の運用が開始されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上が、提案いたしました議案の説明でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明を終わります。

傍聴者の皆様に再度申し上げます。

傍聴席への録音録画器材の持込み及び使用は固く禁じております。これらが守られない場合には退場を命じますので、ご承知おきください。再度申し上げます。

（監査委員決算審査報告）

○議長（山本進君） 次に、監査委員から令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・市村照彦君。

○監査委員（市村照彦君） 監査報告をいたします。

令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、そのほか政令で定める書類について審査を実施いたしましたので、監査委員を代表してご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和2年7月29日、管理者から審査に付されました令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係諸帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況について、関係職員の説明を求めながら総括的に執行いたしました。

その結果、審査に付されました決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い適正に調製されており、計数は正確である、そういうことを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額77億1,677万8,000円、前年度と比べまして341.9%の増でございます。歳出総額74億7,437万6,000円は369.4%の増で、繰越明許費繰越額の9,492万2,000円を差し引いた実質収支額は1億4,748万円の黒字であります。

また、前年度実質収支額1億2,320万5,000円を差し引いた本年度の単年度収支額は2,427万5,000円の黒字で、さらに、財政調整基金積立金利子1万1,000円を加えた実質単年度収支額は2,428万6,000円の黒字となっております。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

令和元年度歳入歳出決算に関する審査の結果、予算の執行状況について決算書のとおり計数は正確に処理されていることを認めます。

令和元年度の決算における多額の歳入歳出差引残額につきましては、構成団体との協議により適正に処理する考えであることを確認いたしました。また、予算の流用をした後に多額の不用額が発生している事案が見受けられるが、入札差金や電気料金の燃料調整費の変動によるものであることを確認いたしました。

各課の予算執行において生じた多額の不用額については、その原因を精査し、次期予算編成に際し十分反映していただきたいと思えます。

現在進めている広域整備事業や地域還元施設については、広域化による広い範囲での事業であることから、構成市町の住民の方や地域の住民の方にも分かりやすい説明をもって安全に進めていただき、地域の期待に応えるよう努力することをお願いいたします。

以上をもって、令和元年度の震台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第5、一般質問を行います。

質問は、通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は、項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質問回数は2回までとなりますので、よろしくお願いいたします。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問項目の第1は、6か月後に供用開始を迎える新広域ごみ処理施設建設の進捗状況についてであります。

（1）現時点の工事進捗状況について説明を求めます。

これは、この定例会の直前の全員協議会で説明があったわけですが、正式な第2回定例会でもないし、傍聴の方も全く聞いてはいないということで、要点について説明を求めます。

（2）第2期地域計画の既存施設の解体工事費、中間置場設置費用の予算、それらを加えると新広域ごみ処理施設建設工事の総額はどうか。

これも先ほど全員協議会では説明があったんですけども、改めて説明を求めます。

第3に、当初予算に比べるとですね、次々と増額されて大幅な増額となるわけですが、そういうこのやり方について、やるたびに増えてる。そういうことについて管理者はどのような見解を持っていますか。公共工事をどんどん膨れ上がっていく、今回の霞台のこの例も全く同じです。このことについて見解を求めます。

以上が第1項目の第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） ご質問の新広域ごみ処理施設建設工事の進捗状況についてご答弁申し上げます。

最初に、（1）の新広域ごみ処理施設整備事業の進捗状況でございますが、9月末現在の全体の進捗率は93.6%となっております。

今後の工事につきましては、土木建築工事は内装の仕上げやクリーニング作業を進めまして、建物内部の機器等の工事であるプラント工事につきましては、試運転に向けた機器等の運転調整などを進めていく予定でございます。

12月の試運転開始に向け、そして、令和3年3月末の工事完成に向け、現在のところ予定工期どおりに工事を進めているところでございます。

次に、（2）第2期地域計画についてご答弁申し上げます。

最初に、4市町に負担していただく霞台厚生施設組合の解体設計及び解体工事に係る費用は約8億5,000万円、跡地に整備するストックヤードの設計及び整備に係る費用は約7,000万円を見込んでいます。また、茨城美野里環境組合跡地に整備する中間置場のストックヤードの設計及び整備に係る費用は約3,000万円で、合計額が約9億5,000万円を見込んでいます。財源は循環型社会形成推進交付金を約2億9,000万円、さらに構成市町において地方債を活用することによる地方交付税を約1億4,000万円見込んでいます。合計額の9億5,000万円から循環型社会形成推進交付金と地方交付税を差し引いた約5億2,000万円が4市町に負担していただく一般財源負担分となる見込みでございます。

次に、小美玉市と茨城町に負担していただく分です。茨城美野里環境組合の解体設計及び解体工事に係る費用が約7億1,000万円見込んでいます。財源は、循環型社会形成推進交付金を約2億1,000万円、地方交付税を約1億1,000万円見込んでいます。解体設計及び解体工事費用の約7億1,000万円から循環型社会形成推進交付金と地方交付税を引いた約3億9,000万円が小美玉市と茨城町に負担していただく一般財源負担分となる見込みでございます。

計画としての全体事業費は約16億6,000万円、そのうち循環型社会形成推進交付金を約5億円、地方交付税を約2億5,000万円見込んでいます。

なお、今回お示ししております解体工事費につきましては、全国のごみ焼却施設の解体事例から算定した参考的概算費用でございますので、今後、調査・設計により費用を精査してまいりますので、金額が変更になる可能性もございます。

ほかに令和2年度の当初予算において、中間置場整備の準備工としまして約170万円の工事費を計上しています。

次に、総額でございますが、現在4市町に負担していただき進めている新広域ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、新広域ごみ処理施設建設工事契約額が165億2,400万円、施工監理費等が約3億8,000万円、東京電力に対する電気接続に関する負担金が約4億円、周辺環境整備の道路改良工事に関する費用は約5億円、地域還元施設整備費用は約6億円、これらを合計しますと約184億円になります。

この合計額に第2期地域計画で予定している4市町に負担していただく霞台厚生施設組合の既存施設の解体や跡地整備費用及び茨城美野里環境組合の跡地整備費用の合計額9億5,000万円を含めると、総額は約193億5,000万円になる見込みでございます。

なお、繰り返しにはなりますが、これまでご説明させていただきました約184億円の事業費に対しましては、増額となる見込みはなく、参考的概算費用ではございますが、第2期地域計画で予定する4市町に負担していただく約9億5,000万円を加えた総額の見込額は約193億5,000万円になる見込みでございます。

次に、(3)の新広域ごみ処理施設の整備事業費についてご答弁申し上げます。

当初計画におきまして、第1期として焼却施設の設計及び建設工事などを含めまして約132億円、2期としましてマテリアルリサイクル施設を計画していたため、事業費は未定としていました。

その後、一般廃棄物処理施設整備基本構想において、焼却施設及びマテリアルリサイクル施設の設計及び建設工事などを含めまして約168億円と試算していました。

現在、新広域ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、設計、建設、運営までを一括で行うDBO方式を採用し、新広域ごみ処理施設建設工事を165億2,400万円で契約しました。この新広域ごみ処理施設整備事業につきましては、債務負担行為を設定していることから、施設周辺環境整備事業として突発的な工事に対応するものを除き、予算につきましては変更になる見込みはなく、当初の契約どおりに事業が進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○9番(小松豊正君) (3)番の答弁がありません。

○議長(山本進君) 答弁していますよ。

○9番（小松豊正君） 管理者の見解を聞いています。

○議長（山本進君） 事務局長。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、小松議員の2度目のご質問にお答えいたします。

〔「2度目じゃないよ、1回目だよ」と呼ぶ声あり〕

○事務局長（小澤喜蔵君） 事務局といたしましては、議会ごとに判明した金額についてはご説明をさせていただきまして、これまでも不明確なものについては今後負担がございましてというようなふうに答弁をさせていただいております。これからも分かりやすい説明に努めまして、地域の期待に応えるよう努めてまいりたいと存じておりますので、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 第1項目に対しての2回目の質問項目です。

先ほど担当課長の答弁によりますと、総額で言いますと184億円という額が投入されます。私はずいぶん、これ当初で132億円ということで、これでも額が多いんですが、132億円ということで承知しておりましたけれども、それが基本構想172億円となりました。それで、この間は165億円というふうに事業費が書いてあったんですけども、今回は184億円と、こういうふうに工事をやるたびに膨れ上がっていくと、こういうふうなことは、住民の立場からいうと、何だということになるわけですよ。大体、市民がいろいろ民間でもやりますけれども、全体の財政状況を考えて総額を決めるわけでしょう、どのくらいでやるか。それで、それに合わせてやっていくんですけども、こういうやり方だと際限がない。132億円が今184億円まで来て、これ以上全く増えないのかって、そんなことはないんですね。そういう含みのある答弁でした。

こういうふうな工事の進め方、これは国民的にも批判があるところですけども、管理者として、責任者としてどう考えているのかちょっと聞いているんで、事務局長に聞いているわけじゃないので。やはりこれは責任を持つ管理者がどうなんだということをぜひ答弁をしてもらいたい。これが2回目の質問です。

○議長（山本進君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ご答弁いたします。

先ほど事務局長からお話があったとおりでございますけれども、今回、施設周辺環境整備事業費として、突発的な工事等に対応するものを除きますと、予算につきましては変更になる見込みはなく、当初の契約のとおりにより事業が進んできた状況ということでございますので、どうかご理解を願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ちょっと今の答弁では私は不満足ですけども、質問事項の第2にいけます。

質問事項の第2は、地球温暖化防止の流れにですね、逆行するプラスチックごみのサーマルリサイクル、燃やして発電に回すと、こういうことをやめて、やはり再資源化を求めることについて質問いたします。

（1）環境省、経済産業省のプラスチック再資源化に関する令和2年9月1日、つまり1か月半間ほど前の、この有識者会議の報告をどのように受け止めているのか、管理者の見解を伺いたいわけですけども、私はここにですね、経済産業省の資料があります。タイトルは、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性と。令和2年9月1日という日付が入っている正式なものです。この中でこういうことが書いてあります。今後のプラスチック資源循環施策の基本方向性ということですけども、リデュース、つまりごみの発生抑制ですね。リデュースを徹底した上で、それでも使用されるプラスチックについては、リサイクルなど有効利用を図っていく発想で臨むべきであると明確に書いてあります。

また、次のようにも書いてあります。家庭から排出されるプラスチック製容器包装については、プラスチック資源として分別回収することが求められると言いきっています。そして、来年3月までに開始時期などの詳細を決めることになっているわけです。これが政府の一番新しい基本方針です。

霞台厚生施設組合がこれからやろうとしていることは、このような政府の基本方針に反しているのではないですか。どう考えるか管理者の見解を伺います。

（2）ですけども、今年の4月から稼働している水戸市清掃工場のプラスチックごみの再資源化の取組、つまりプラスチックごみの一種であるプラスチック製容器包装を水戸の清掃工場ですべて初めて、今までは燃やしていたんですけど、初めて分別、資源化したら、今年の4月、5月の2か月間で約51トンを出したとあります。隣に今年4月から稼働した施設はこういうことをやっているんです、分別しているんですね、燃やさないんです。管理者としてこのような水戸市の取組、マスコミにも大きく取り上げられておりますし、また、市民の皆さんも一生懸命泥を落としたりして、これに協力していると、住民がですね。そして、2か月間で51トンも出したという例があるわけです。

間もなく我々のところでは、4月供用開始です。こういう水戸市の直近の取組をどのように受け止めるんですか。これに反することやったらまずいでしょう、これは。それが2番目の、どう受け止めるかを管理者にお伺いします。

3番目に新治広域組合でこれまで実施してきたプラスチックごみ資源化の実績と教訓があるわ

けですね。私も八郷の人から言われまして、今まで泥を払って協力してやってきたんだけど、これが習慣になっているんだけど、なぜ新しく造るところでは、つまりこの八郷では今年から何かやめちゃったんですね、去年の3月までやって、そしてやめた。おかしいんじゃないのと、どうなっているんだということで、ぜひやはりこれは続けるべきなのになぜやめたんだと、こういう住民からの厳しい批判があるわけです。こういう問題にどう答えるんですか、管理者として。

以上が第1回の質問です。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

質問4点目、続けて。

○9番（小松豊正君） 分かりました。

4点目ですね。ですから、来年4月供用開始の霞台新広域ごみ処理場では、我々のところでは、やはりプラスチックごみのサーマルリサイクル、これは撤回して、プラスチック製容器包装は住民等に協力をお願いして、分別して、これを燃やさないで資源化するんだと、そういうふうの方針を切り替えるべきじゃないか。どうですか。この点で、以上、管理者の答弁を求めるものです。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） ただいまの小松豊正議員の地球温暖化防止の流れに逆行するプラスチックごみのサーマルリサイクルはやめて再資源化を求めることについての（1）について答弁申し上げます。

9月1日に実施された有識者会議では、今後のプラスチック資源循環の基本的方向性として4つの施策が示されました。1つ目がプラスチックごみのリデュースの徹底、2つ目が効果的、効率的で持続可能なリサイクル、3つ目が再生資源やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進、4つ目が分野横断的な促進策でございます。

この中で、市町村には、家庭から排出されるプラスチック資源の回収、リサイクルが求められておまして、具体的には、これまでの容器包装プラスチックに加え、容器包装以外のプラスチック製品についても新たにプラスチック資源として位置づけ、分別回収を行うというものです。これらの施策が実施された場合、全国的にはプラスチックごみの焼却量は減少し、マテリアルリサイクル量が増加するものと組合では受け止めております。

次に、（2）について答弁申し上げます。

水戸市では、4月から新規にプラスチック製容器包装の分別回収を開始し、清掃工場でも再資源化を行っているとのことでございます。組合といたしましては、新ごみ処理施設でサーマルリサイクルを行いながら、水戸市の今後の状況も参考にさせていただき、プラスチックごみの取扱いについて3市1町と協議しながら対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、（３）について答弁申し上げます。

新治地方広域事務組合で実施しておりますプラスチック製容器包装の再資源化につきましては、3市1町でごみの分別区分を検討したごみ処理広域化調整等会議で取り上げ、参考にさせていただきました。その際、プラスチックごみのリサイクル対象品の範囲や分別方法、市町の収集体制の構築の必要性、実施する場合、設備投資や人件費等が必要となること、期待できる資源回収率や各市町の実情等を勘案し、焼却施設でサーマルリサイクルを実施することとなりました。

次に、（４）について答弁申し上げます。

新ごみ処理施設でサーマルリサイクルの方針を撤回し、再資源化の方針に切り替えることにつきましては、今後、容器包装とプラスチック製品をまとめて回収することが可能となる可能性もございます。この場合、これまでリサイクルの障害となっていた容器包装へのプラスチック製品の混入問題も解決いたします。ただし、現時点では、混合収集したプラスチック資源の処理方法や引渡先、再資源化のルート等について明確になっておりませんので、急な方針変更は困難な状況でございます。

組合といたしましては、サーマルリサイクルを行いながら今後の法改正や技術開発の状況等も注視し、引き続き3市1町と密に連携しながら対応を検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 結局ですね、やはりそういう世界の流れ、日本の大きな流れ、こういう流れをですね、そういう方法でやるのが自然なんです。ですから、今言ったように混入するものが多くて、そういう研究とか何かあるんだけど、それはそういう方向で今、必死でやはりそういう研究をされているわけですからね。だから、震台にもサーマルリサイクル全部いくんだということではないという答弁だったんです。今これは、今の協議の過程がそうなるんだけど、それは大いに全国的に政府が進めている方向でやるんだということも十分考え得るという答弁として私は聞きました。

そういうことでやると、住民が納得します。そういうことも含めて、現政権はなかなかそういうことは言っていないけれども、そうするんだということを意思統一すると、ある意味、そういうことは切り替えるという答弁だったと思うんですけども、含みがあるんですけどね。かたくなにサーマルリサイクルで突き進むだということじゃないということでしょう、今の答弁はね。それがやはり全国的な流れとか様々なことを考えた場合の方法だというふうに私は認めたんですけども、どうですか、管理者は。そういうことでぜひやってもらいたいと私は思うんです。これはやはり市民の願いでもあるし、道理があることだと思うんで、どうでしょうか。そのように

ぜひお考えいただきたいと思うんですけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本進君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ただいま事務局が答弁したとおりであると考えておりますけれども、組合といたしましては、今、サーマルリサイクルを行いながら、水戸市の今後の状況を参考にしたり、あるいは今後の法改正、あるいは、技術開発の状況等なども見ていながら、現在は引き続きこの3市1町と密に連携しながら対応を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ぜひ積極的にお考えいただきたいと思います。

次は、質問項目の第3に移ります。

地域還元施設の建設についてでございます。

（1）この地域還元施設の建設計画の最新の到達点がどこかということについても、先ほど議論を詰めて、担当者から説明がありましたけれども、正式な第2回定例会が今、その瞬間でございますので、第2回定例会に対しても説明をお願いするものです。

それから、（2）としてはですね、この地域還元施設のどうかというのは、説明会はどうなっているんですか、これは。地域住民に対して説明をやられていますか。やられていないところは、どうするつもりなのか。あるいはどういう意見ができるのかですね、そのことについて答弁を求めます。

それから、（3）はですね、一貫して私は主張してまいりましたけれども、ごみの焼却をしているところで地域還元施設の温水、お風呂などを造るんですけれども、なぜごみ焼却熱を温水に活用できないかということで問題提起をしてまいりました。これはですね、どういう理由なのか。これはもう一度、タイムラグがあって、全体の造るとこの還元施設の場所が合致しなかったと言われておりますけれども、理由をもう一度お伺いします。

それから、4番目の問題としては、これも白雲荘を利用していた住民が新治広域事務組合のふれあいの里を利用する場合、1人300円を補助してもらいたいと要望を上げ続けてまいりましたが、いまだに実現しておりません。前の管理者、今泉管理者、市長はですね、検討するというような答弁してきたと思いますけれども、いつどのような場で、どのような議論をしてきたのか。あるいはしてこなかったのか。明快な事実を述べてください。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） ご質問3の地域還元施設の建設についてご答弁申し上げます。

最初に、1点目の進捗状況でございますが、地域還元施設の基本設計に当たりましては、基本計画の施設配置の考えを踏襲し、設計を行っております。主な施設としましては、お風呂、ウォーキングプール、ホール、大広間、レストラン、スタジオ、エントランスホールなどの施設を配置し、建物の延べ床面積は約1,180平方メートルを予定しております。

次に、2点目の住民説明会につきましては、平成31年2月に基本構想についての住民説明会を実施し、約50名の方に参加していただいております。その後、基本計画の策定に当たり、令和2年3月に住民説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とさせていただきます、当日の来場者には説明会の資料を配布することやパブリックコメントで対応させていただきます。

基本構想策定時の住民説明会や基本計画策定時のパブリックコメントにおいて住民からいただいた意見でございますが、利用しやすい料金の設定及び運営時間の設定、バス等の利便性の高いアクセス方法などの意見をいただいております。こちらにつきましては、本年度、地域還元施設の運営に係る作業部会を設置し、具体的に協議を進めているところでございます。

次に、3点目のごみ焼却熱の温水利用でございますが、これまでもご答弁させていただいているとおり、新広域ごみ処理施設建設工事の発注に当たり、発注時点で地域還元施設への余熱等の供給につきましては、施設の建設地や規模、内容等が未定であったため、発電した電気の余剰分に関して、電力会社等に供給、売電することにより、有効利用を促進するとして発注した経緯がございます。したがって、建設予定の地域還元施設におきましては、温水ではなく、発電した電気を供給するという形で余熱利用を行うこととしております。

次に、4点目でございますが、組合としましては、石岡市の対応を見守っていきたく存じます。また、地域還元施設につきましては、現在、基本実施設計を行っており、整備に向けて作業を進めているところでございますので、ご理解していただきたいと存じます。

以上です。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 質問したことに答えていないことがありますね。1つは住民説明会を令和2年3月に予定していたけれども、コロナの関係でできなかった。これはやればですね、非常に喜ばれますからこれは、説明会やれば。これはぜひやっぱりいつやるのか、やってもらいたいです。

それからですね、この白雲荘の300円の問題は、私がどのように議論してきたのかということについてはお答えがなくて、石岡市でやってもらいたいということで、実際にこれは私たちが要望して、そしてやるようだったけれども、実際、責任を持ってやっていないというふうにしか受

け取ることができないですね。これは、時間がまだありますので、やはりそういう方向で議論して、要望に応えてもらいたいと思います。その点いかがでしょうか。

これが2回目です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 1点目の住民説明会についてでございますが、新型コロナウイルスの拡大が続いている状況でございますので、その状況を見ながら説明会の実施については判断していくようでございますが、住民説明会が開催できないときはパブリックコメントなどで対応していきたいと考えております。

2点目でございます。

組合としては、今現在、地域還元施設の基本実施設計を行っており、整備に向けて全力で取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。

○9番（小松豊正君） ちょっと4番目ができなかつた。質問の第4もあります。

○議長（山本進君） 失礼しました。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 質問項目の第4ですけれども、現在の霞台環境センターにおいて、平成6年度の稼働以来ですね、令和元年度の決算まで、年度ごとの修繕費の推移と特徴について、どのような関係にあるのか、老朽化と修繕費はどのような関係にあるのか、これどんどん修繕費が増えていくのか、一定なのか、どのようにみてるのか。これは新しい今の環境センターが間もなくその使命を閉じるというか、そういう点で重要なやはりこれは実際の生きた教訓になるんですね。ですから、これをどういうふうにするのが非常に重要です。これについて質問しますので、教えてください。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） ただいまの小松豊正議員の質問にお答えいたします。

老朽化と修繕費の関係ですが、組合が修繕を実施しております平成9年度から平成26年度までの期間におきましては、修繕費は年間約5,000万円から6,000万円程度で推移しておったと思います。一般的に機械設備の修繕費は、老朽化に伴って徐々に増加する傾向がありますが、組合では、突発的な故障による修繕の発生を防ぐために予防的保全を行うとともに、毎年の修繕費が極端に増減しないよう計画し、平準化してきたものでございます。また、平成27年度以降の修繕につきましては、ごみ処理施設の運転、維持管理業務委託契約に含み、日立造船株式会社が実施してお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 私はですね、平成6年度からの決算書を資料として頂きました。それを私自身はですね、表にして、またグラフにして見てみました。しかし、ここで、えっと思ったのは、平成27年度から令和元年度までの5年間は日立造船と施設運転管理業務委託契約を結んでいるという、そういう担当課の説明でありまして、このグラフを見ても、全然これ平成27年度から令和6年度は物すごく少ないわけです。令和元年度がですね、少ないわけです。

それで、これはどうしたものかと聞いたら、そういう特別契約を結んでいるんだと。そのためにですね、年間1億8,403万2,000円を契約で、毎年毎年同じ額で、令和元年度だけは少し上がるのは消費税が10%になった関係なんですね。

こうなりますと、やはりそれまでは建物修繕費ということで、今、課長が言われたように5,000万で、多いときは6,000万で推移するんだけど、肝腎要の平成27年度から令和元年度までの同じ指標での建物修繕費は分からないんですね、課長に聞いたけれども、分からないということです。分からないものは日立造船と、そういうトータルでやっちゃってるからですね、分からないんだという、やはりお答えでございました。

○議長（山本進君） 小松豊正君に申し上げます。質問は簡明にされますようお願いいたします。

○9番（小松豊正君） そういうことです。それで、そういうことで、私はなぜですね、このまだ今までやっている途中の最終年度の5年間でなぜ平成27年度から令和元年度は突然としてこういう契約を結んだんですか。全く私は納得できないです。これを結んだから、いわゆる平成6年から始まった現在の震台センターの建物修繕費の中に入る焼却炉の修繕ですね、これは肝腎要ですよ。どれだけやっぱりああやって燃やすと炉が壊れて修繕にかかるのかというのは、非常に重要なこれは資料なんですね。それが分からないです。なぜそういうふうにしたんですか。これ議会とか何か説明ありましたか。私はよく分かりませんでした。

それから、平成11年度、12年度、13年度は、これは建物修繕費の中に建物内設備機器などの修繕費ってのを分けて書いてあるんですね、分けて書いてある。だから、非常に、これが焼却炉の修繕だということはよく分かるんですけども、それ以外は全部、建物修繕費で一括だから、数字は分からないんだけど、98%ぐらいが大体建物修繕費の中での建物内設備費になるから、類推はつくんですけど、そういうものです。平成23年度がピークで大体5,000万円、先ほど課長が言われたとおり5,000万円程度で推移しています。

ですから、私はですね、先ほど平準化してるから毎年変わらないんだというふうに言われまし

たけれども、私はこれはですね、やはり長寿命化、いわゆる今回の震台環境センターについても、さらにですね、長寿命化は可能だったんじゃないかというふうないうこと、それから、長寿命化の努力をすべきじゃなかったかと、これ最終段階ですけれども、この点がですね明確に考えて、今後の教訓にすべきではないかと。そういうことというふうに考えているんだけれども、そのことについてどうでしょうか。それで、このことがですね、非常に大事なことであると思いますので、ご見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、小松議員の2回目の質問、幾つかご質問ございましたが、私のほうから、平成27年から令和元年までのごみ処理施設の運転・維持管理業務委託契約、これどういうことでやったのかというようなことでございますけれども、これは当然、予算化するときには議会にもご説明申し上げまして、議会の議決をいただいて契約に至っているというようなことでございますので、そのときにしっかりした説明をして、維持管理費を含めたこの運転の管理委託契約というようなことを結んでいるというふうに理解しているところでございます。

また、長寿命化等につきましては、ご要望というような形の発言ではございますが、もう間もなく完成を目前にしている当組合でございますので、当組合のほうにつきましては、長寿命化ではなく、今回は新施設の建設事業ということで対応してきたというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。

4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 4番、日本共産党の川澄敬子です。

私は、ごみの減量化を進めることについてお聞きしたいと思います。

2016年気候変動に対し、産業革命前からの地球の気温上昇を2℃未満に抑え、1.5℃未満に抑える努力をすることを目標とした国際条約、パリ協定が発効しました。しかし、その後も世界のCO₂総排出量と平均気温は上昇し続け、国連はこのままでは今世紀末には気温は3℃上昇すると警告しています。既に気温の過熱化によって、世界各地で熱波、ハリケーン、山火事、洪水、海面上昇、干ばつ、氷床融解などの極端な気候変動が頻繁に引き起こされ、日本国内でも気象災害が深刻化しています。また、近年頻発する新しい感染症の発生の背景には、自然環境の破壊や気候変動があると指摘されています。

これに対し危機感を強め、気候変動非常事態宣言を発する自治体も増えていきます。茨城県では取手市が行いました。また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体には、小美玉市、茨城町も含まれています。

気候変動対策として、環境を守るためにごみの減量化を進め、ごみ焼却量を減らしていくことが求められています。1人1日当たりのごみの排出量を見ると、県平均990グラムに対し、石岡市1,120グラム、かすみがうら市1,107グラム、小美玉市1,015グラム、茨城町913グラム、これは平成30年度の県統計です。茨城町は県平均を下回っていますが、平成27年度が856グラムですから、決して減量化が進んでいるとは言えません。また、再生利用率は県平均21.3%に対し、石岡市31.2%、かすみがうら市22.4%、小美玉市26.0%、茨城町16.7%、同じく平成30年度県統計となっています。

第4次茨城県廃棄物処理計画では、令和2年度の目標として、1人1日当たりのごみ排出量は919グラム、再生利用率は27%にすると述べられています。

ごみ処理対策については4市町それぞれが自治体の計画の中で目標を持ち、対策を進めていますが、新たなごみ処理施設が稼働するに当たり、扱うごみの内容や処理方法、住民への周知など、共通する課題があります。霞台厚生施設組合として、ごみ減量化の目標を持ち、具体的な対策を進めていくことが必要ではないでしょうか。

そこでまず、ごみ減量化の現状を組合としてどのように捉えているのかお伺いします。また、組合として、今後のごみ減量化の目標や対策についてお伺いします。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） ただいまの川澄敬子議員のごみの減量化を進めることについて答弁申し上げます。

ごみの減量化の対策についての3市1町の共通の目標といたしましては、各市町が策定した一般廃棄物処理基本計画を基に平成28年に一般廃棄物処理施設整備基本構想並びに循環型社会形成推進地域計画を霞台厚生施設組合が策定し、その中で平成25年度の排出量を基準として具体的な目標等を設定いたしました。

また、今般策定いたします第2期地域計画では、平成30年度の実績を基準に令和8年度までの8年間にごみの排出量を6万9,866トンから6万3,266トンに9.4%削減し、総資源化量を1万4,189トンから1万4,387トンに増加させることを目標としております。

この結果、資源化率は基準年度の20%から22.4%に上昇する見込みとしているところでございます。

また、毎年の気候変動等に伴い大きな被害が発生した場合、廃棄物が発生する可能性があるわけですが、これにつきましては、これまで同様、可能な限りごみ処理施設でも受入れを行う予定でございますが、自然災害による廃棄物を全て受け入れることは不可能でございます。

このため災害廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画とは別に、各市町ごとに災害廃棄物

処理基本計画を策定し、その中で一時受入れ場所の設置や処理のための県や民間事業者との調整等について定めて対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） ありがとうございます。

まだまだこの削減目標というのは、もっとしなくてはならないし、各市町村でもその必要があると考えます。ごみの減量化については、住民の協力が必要だと思います。各市町村でも広報紙やホームページで啓蒙を図っておりますが、霞台厚生施設組合としても新しい施設が稼働するに当たり、知識の普及とか意識向上をどうしていくのかとか、環境学習、環境教育などを目標化する必要があるのではないかと思います。

先ほど全協で循環型社会形成推進地域計画の第2期計画が説明されまして、その中にぱらぱら見ましたら、この環境学習、環境教育などについても書かれていましたが、具体的な説明をお願いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 2回目の質問にご答弁を申し上げます。

新しいごみ処理施設におきましては、環境教育ということで、小学生とか見学に来た際に、環境学習の推進ということで、様々な設備や啓発等を促すポスターなどをご用意しておりますので、そちらのほうで対応していくように考えております。

以上でございます。

（日程第6 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第6、議案質疑を行います。

質疑は、通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますのでよろしくお願いいたします。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って議案質疑を行います。

まず、議案第6号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書4ページ、施設案内看板設置費1,050万円の具体的内容について説明を求めます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 議案第6号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてご答弁申し上げます。

施設案内看板設置費につきましては、3つの組合が一つになり、新たに施設を利用される方が想定されますことから、3市1町と協議した結果、国道6号などの主要幹線道路に6か所、施設案内看板を設置する費用として1,050万円を計上させていただいたものでございます。具体的には、既存看板の付け替えや横断幕の設置が2か所、新たな施設案内看板を4か所設置する費用でございませう。

以上でございます。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 6か所に1,050万円、そうするとこれ割ると175万円もかかるんですか。ちょっとこれが、私は非常に高いと思うんだけど、イメージとして分からないので、分かるように説明してください。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 看板の設置費用でございますが、その設置箇所において費用がばらばらでございますが、新規設置の看板につきましては約190万円ほど予算を見込んでおりまして、今のところ看板の板自体の高さが約40センチ、幅が1.8メートルのものを考えております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 次にですね、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

（1）決算書18ページ、新広域ごみ処理施設整備工事、新広域ごみ処理施設周辺環境整備工事について9,407万5,000円を繰越明許にしています。7,245万3,680円を不用額としているわけですが、かなり不用額が多いですね。そのことについて説明をお願いします。

それから、議案第7号の確認としては、同じく決算書18ページですが、補償補填及び賠償金1,651万8,000円とございます。これは支出済額が1,058万9,834円、周辺道路整備補償費が592万8,166円、不用額としてはですね。これも中身について、よく分かるように説明をお願いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてご答弁申し上げます。

最初に1点目の繰越明許費9,407万5,000円につきましては、周辺環境整備事業における道路工事、第3工区の契約に伴い、令和元年度に支出の終わらない工事の明許繰越でございまして、令和2年第1回定例会で前払い金を除いた金額を繰越明許補正したものでございます。

7,245万3,680円の不用額の主なものでございますが、新広域ごみ処理施設の突発的な工事等に対応するために予算化しております新広域ごみ処理施設周辺環境等整備費のうち、令和元年度に排水路整備工事等を行いました。それ以外の未執行額と周辺道路整備工事における入札差金などになります。

次に、2点目の周辺道路整備補償費592万8,166円の不用額につきましては、周辺道路整備に伴いまして、東京電力やNTT東日本の電柱や電線の移設補償費等を計上させていただきました。その後の協議におきまして、一部の移設工事を組合負担ではなく、設置事業者の負担で行うことになりましたので、その補償費分が不用になったものでございます。

以上です。

○議長（山本進君） 小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、最初の7,245万3,680万円に関しまして、突発的なことで計画したんだけど、その事情が変化したという趣旨だったんですけど、これはどういう突発的なことで計画が組まれてたんでしょうか。それを説明してください。

○議長（山本進君） 建設計画課長・幕内君。

○建設計画課長（幕内慎一君） 突発的な工事に対応した件でございますが、当初予算におきまして、1億円の予算をいただいております。その中で令和元年度においては排水路整備工事等を行ったものでございます。それ以外の未執行額が今回不用額として発生したものでございます。

以上です。

○議長（山本進君） 次に、4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） まず、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設一般会計歳入歳出決算認定についてお伺いいたします。

10ページの議会費不用額24万7,682円の理由について、また、2番の衛生費の不用額8,723万6,666円の理由についてですが、工事請負費等、用地取得費の不用額については先ほど小松議員の質問についてお答えがありましたので、委託料がなぜこのようになるのか。先ほど監査委員の方の報告では、電気料金の燃料調整費の変動というようなお話がありましたけれども、具体的な理由をお伺いいたします。

それから、これは単純なことなのですが、主要施策説明書の中で7ページで運転管理員が21名ですけれども、8ページでは19名となっているのは、これはどういう理由かということをお伺い

します。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての①議会費の不用額についてご答弁申し上げます。

主なものといたしましては、旅費でございます。組合議会の管外行政視察研修の旅費の航空運賃等の交通費が安価で実施できたことによる不用額でございます。

次に、②衛生費の不用額で業務課所管の分につきまして答弁申し上げます。

塵芥処理費不用額は458万6,721円で、その主なものが焼却灰溶融処理委託料と陶磁器類再資源化委託料の不用額でございます。いずれも委託料が見込みにより少なく済んだため、不用額が発生したものでございます。

昨年との比較ですが、昨年の不用額は277万1,741円でしたので、181万4,980円、昨年より増加いたしております。

次に、②衛生費の不用額の建設計画課所管分につきまして答弁申し上げます。

施設整備費の委託料の不用額113万1,539円でございます。地域還元施設の測量調査及びボーリング調査、基本設計策定業務を一つの業務として発注した際の入札差金が発生したことが主な理由でございます。

先ほどもご説明させていただきましたが、工事請負費の不用額では7,245万3,680円でございます。主なものとしましては、新広域ごみ処理施設の突発的な工事の対応によるものです。

次に、用地取得につきましての不用額でございますが、127万7,333円でございます。周辺道路整備に伴いまして、用地取得を計画しておりました一部の土地につきまして、地権者の同意を得られなかったことや国有地において組合への売払い手続に時間を要することから、令和2年度予算で対応したことによるものでございます。

次に、③主要施策説明書についてご答弁申し上げます。

ごみ焼却施設の運転管理員の数には21名でございます。主要施策説明書の8ページ、施設運転維持管理業務委託料の欄で運転作業員の人数に誤りがあり、おわびして訂正させていただきます。

「13名」から「15名」に、合計「19名」から「21名」に訂正させていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） ありがとうございます。

では、次に、議案第14号についてお伺いします。霞台厚生施設組合職員定数条例の一部を改正

する条例を制定することについて。

第1条、臨時的に任用される職員について、給与や勤務時間等の処遇はどのように変わるのでしょうか。

それから、第2条で、20人を15人に減らした理由はなぜでしょうか、お伺いします。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 2の議案第14号・霞台厚生施設組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてご答弁申し上げます。

①の臨時的に任用される職員についてでございますが、常時勤務を要する職員に欠員が生じた場合に臨時的に任用される職員で、職務内容及び勤務条件等は常勤職員と同様の扱いとなります。

次に、②20人を15人に減らした理由について答弁申し上げます。

施設の運転・維持管理を含めた業務委託契約を締結したことから、定数を減員いたしました。

以上でございます。

○議長（山本進君） 川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） では、次に、議案第19号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてお伺いします。

第8条に法令・条例等及び許可条件に違反したときとありますが、許可条件とは一体どういう内容なのかお伺いします。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 3の議案第19号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての①施設使用の許可条件について答弁申し上げます。

霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料条例の施行規則の中に様式第5号がございます。一般廃棄物処理施設使用許可というものでございますが、その申請書の中に注意事項として記載されております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） では、最後に、議案第20号ですが、霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてですが、第4条の変更理由、第4条第2項を「停止する」から「制限することができる」と緩めたように思うのですが、これに改めた理由は何でしょうか。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 4の議案第20号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての①第4条の変更理由について答弁申し上げます。

手数料の納付義務者が納入に応じない場合の罰則として定めておりましたが、様々な事情に対応するため、幅を持たせる上で、段階的な対応を可能とするための改正でございます。

以上でございます。

（討 論）

○議長（山本進君） 次に、討論を行います。

討論は、通告の順にこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

私は、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

今、地球温暖化の進行、プラスチックごみによる汚染の拡大で、改めてごみの減量化、資源化が大きな課題になっています。そして、それは地域住民の理解と協働によってこそ進めることができます。ところが、今回の広域化によるごみ処理場建設は、住民の理解が得られないまま、また、城内3つのごみ処理場の長寿命化の可能性を検証しないまま国・県言いなりにごみ処理建設の一極集中が強行されてきました。その第1回目の決算は平成27年度決算であり、令和元年度決算は広域化を強行した5回目の決算となります。

令和元年度決算の最大の特徴は、新広域ごみ処理建設に向けて巨大な財政支出を行ったことです。年間74億円の歳出のうち68億円がこの整備事業です。それを補助するための分担金及び負担金が51億円、国庫支出金が22億5,000万円となっています。前年度比でいいますと3.7倍となっています。まさに巨大な公共事業が行なわれた年度だったわけです。

しかし、ごみの搬入量は2万5,816.30トンで、前年度比で僅か0.62%しか減りませんでした。巨大な建設工事の中でごみの減量化は停滞したままだったわけです。また、プラスチックごみの資源化が大きな世論となってきているにも関わらず、新広域ごみ処理施設計画はサーマルリサイクルで燃やせ燃やせという方式のまま工事は突き進んでいます。これでは、今最も求められている地域住民の協力によるごみの分別資源化に逆行するものと言わなければなりません。

このような重大な問題点を持つ令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定に賛成することはできません。

さらにかつての白雲荘利用者の新治事務組合のふれあいの里を利用するときの差額300円補助

を求める声にも何ら応えず、地域の福祉にとって重大な後退となったまま推移しています。霞台厚生施設組合の民生費は、平成28年度は2,966万8,000円で、これだけ住民の民生に貢献をしてきたわけですが、白雲荘の廃止によって平成29年度からは住民のための民生費が決算がゼロがついています。

このような令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定に賛成することはできません。反対いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして議案第7号・令和元年度一般会計歳入歳出決算認定についての反対の討論といたします。

○議長（山本進君） 次に、4番・川澄敬子君。

○4番（川澄敬子君） 4番、川澄敬子です。

議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出認定について反対します。

議案質疑でたどりましたが、予算の流用した後に多額の不用額が発生している点について、予算が適切に作成されたのか、原因の精査が必要だと思います。霞台厚生施設については、還元施設や道路整備、あるいは既存施設の解体費用などがこれまで明らかではありませんでしたが、今回明らかになりました。ごみ処理施設の総額は、当初予算よりかなり増えていく見通しになっていると思います。

ごみの削減は、地球温暖化防止に有効です。日本では燃やして埋めるごみ処理が定着していますが、高温で燃やせばそれだけ二酸化炭素の排出量が増えます。最も大切なことは、ごみの排出抑制、減量化です。それによって焼却量が減らせ、結果として大気有害な物質を排出しないで済むばかりか、海や山に埋め立てられる灰の量を減らすことができます。燃やしても埋め立てても、それによって引き起こされる環境リスクは結果として全て人間に戻ってくるのです。現世代だけでなく、次世代にもリスクを残すことになってしまいます。

今必要なのは、いかにごみを減らすことができるか、環境を守るかの基本的な考え方を霞台厚生施設組合として住民とともに考え話し合うことだと思います。そのことにより、施設の省力化、経費の削減が可能であることを述べて、反対討論を終わります。

○議長（山本進君） 以上で討論を終結いたします。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

初めに、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第6号・令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）ないし議案第20号・霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての計14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案はいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第7 閉会中の継続調査の申し出について）

○議長（山本進君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。



◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度霞台厚生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

午後4時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 久 松 公 生

署名議員 川 澄 敬 子

資 料

令和2年 霞台厚生施設組合議会 第2回定例会議事日程

令和2年10月15日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第6号ないし議案第20号

議案第6号 令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第8号 霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第9号 霞台厚生施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第10号 霞台厚生施設組合公の施設の指定管理者の手續等に関する条例を制定することについて

議案第11号 霞台厚生施設組合行政手續条例を制定することについて

議案第12号 霞台厚生施設組合情報公開条例を制定することについて

議案第13号 霞台厚生施設組合個人情報保護条例を制定することについて

議案第14号 霞台厚生施設組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第15号 霞台厚生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第16号 霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第17号 霞台厚生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第18号 霞台厚生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を制定することについて

議案第19号 霞台厚生施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

議案第20号 霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

令和2年霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 6か月後に供用開始を迎える新広域ごみ処理施設建設の進捗状況について (1) 現時点の工事進捗状況について説明を求める。 (2) 第2期地域計画の既存施設の解体工事費、中間置場設置費用の予算、及びそれらを加えると総額はどうか。 (3) 当初予算に比べると大幅な増額となるが、そのことについてどのような見解をもっているか。	管理者、担当課長
		2 地球温暖化防止の流れに逆行するプラスチックごみのサーマルリサイクルはやめて再資源化を求めることについて (1) 環境省、経済産業省のプラスチック再資源化に関する有識者会議の報告をどのように受け止めているか。 (2) 今春から開始した水戸市清掃工場のプラスチックごみの再資源化の取り組みをどのように受け止めているか。 (3) 新治広域組合でこれまで実施してきたプラスチックごみの再資源化の実績と教訓をなぜ生かして3市1町の方針にしないのか。 (4) 来年4月供用開始の霞台新ごみ処理場では、サーマルリサイクルの方針を撤回し、再資源化の方針に切り替えることについて答弁を求める。	管理者、担当課長
		3 地域還元施設の建設について (1) この建設計画の最新の到達点について説明を求める。 (2) 地域住民への説明会は怎么样了。どのような意見が出ているか。 (3) ごみ焼却熱を温水に活用できないとする理由はなにか。 (4) 白雲荘を利用していた住民が新治広域事務組合のふれあいの里を利用する場合、1人300円を補助してほしいと要望をあげ続けてきたが、いまだに実現していない。いつどのような場でどのように議論してきたのか、明確な答弁を求める。	管理者、副管理者、担当課長
		4 現在の霞台環境センターにおいて、平成6年度の稼働以来、令和元年度決算までの年度ごとの修繕費の推移と特徴について (1) 「老朽化」と修繕費はどのような関係にあるか。	管理者、副管理者、担当課長
2	川澄敬子	1 ごみの減量化を進めることについて ごみ減量化などの対策は、各市町が具体的な目標等を定めているが、新たなごみ焼却場が稼働するにあたり、共通の目標や対策を定めて進めるべきではないか。毎年気候変動による大きな被害が起きており、当該市町も例外ではない。具体的な対策や住民への啓蒙を強めるなど、霞台厚生組合として取り組むべき。	管理者

令和2年霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 議案第6号 令和2年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号） （1）補正予算書4ページ 施設案内看板設置費 10,500（千円）の具体的内容について説明を求める。	担当課長
		2 議案第7号 令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について （1）決算書18ページ 新広域ごみ処理施設整備工事、新広域ごみ処理施設周辺環境整備工事について 94,075,000円を繰越明許費にし、72,453,680円を不用額としているが、その内容について説明を求める。 （2）同じく決算書18ページ 周辺道路整備補償費 5,928,166円を不用額としていることについて説明を求める。	担当課長
2	川澄敬子	1 議案第7号 令和元年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について ① 議会費不用額の理由 議会費不用額247,682円の理由について ② 衛生費不用額の理由 衛生費不用額87,236,666円の理由について ・委託料（塵芥処理費・施設整備費）の不用額が多いのはなぜか。 昨年との比較を示してほしい。 ・工事請負費・用地取得費の不用額の理由 ③ 主要施策説明書について ・7頁では運転管理員21名だが、8頁では19名となっているのはなぜか。	管理者
		2 議案第14号 霞台厚生施設組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて ① 第1条 臨時的に任用される職員について給与や勤務時間等の処遇はどのように変わるのか。 ② 第2条 20人を15人に減らした理由。	管理者
		3 議案第19号 霞台厚生施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて ① 施設使用の許可条件とは ・第8条(1)法令・条例等及び許可条件に違反したときとあるが、許可条件の内容について。	管理者
		4 議案第20号 霞台厚生施設組合一般廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて ① 第4条の変更理由 ・第4条2項を、「停止する」から「制限することができる」に改めた理由。	管理者